

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行										修 正 案										修正理由
25	発生日		災害種別	降水量(mm)			被害状況		備考												
				最大雨量		負傷者	一部破損														
	年	月 日		24H	1H																
	(略)																				
	25	4/6		(略)																	
	25	7/3		(略)																	
	25	7/13		(略)																	
	(略)																				
	26	8/16	風水害 台風 16 号	176.0 花脊	103.5 修学院	71.0 修学院	(略)														
	(略)																				
	(追加)																				
	27	第 6 節 <u>被害の想定</u>										第 6 節 <u>一般災害の被害想定区域</u>									
(追加)										<u>一般災害のうち、洪水については河川管理者（国及び京都府）が水防法に基づく洪水浸水想定区域の作成及び公表を行っており、土砂災害については京都府が土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律）に基づき土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を行っている。</u>											
1 <u>浸水想定</u>										1 <u>洪水浸水想定区域</u>											
<u>淀川水系の浸水想定区域は、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所、京都府から公表されている。</u>										<u>水害の危険箇所については、水防法に基づき、河川管理者（国及び京都府）が洪水浸水想定区域図の作成及び公表を行っている。</u>											
<u>これらの浸水想定区域は、複数の箇所で堤防が壊れたり、水が溢れた場合を想定したときの氾濫区域を重ね合わせたものであり、想定される最大の浸水区域と水深を示している。実際には、これらの浸水区域のうち限られた箇所が氾濫し、その箇所から浸水区域が広がっていく。</u>										<u>なお、京都府は、洪水浸水想定区域図の作成が義務付けられている洪水予報河川及び水位周知河川に加え、水防警報河川等、その他の河川についても、洪水浸水想定区域図の作成及び公表を行っている。</u>											
(1) <u>淀川水系桂川・宇治川・木津川の浸水想定区域</u>										(削除)											

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																										
	(略) (2) 淀川水系の京都府管理河川の浸水想定区域 (略) (浸水想定区域図の公表状況) <table><tr><th>浸水想定区域図名</th><th>公表年月日</th><th>担 当</th><th>備 考 (該当地域)</th></tr><tr><td>淀川水系淀川・宇治川・木津川・桂川</td><td>平成14年6月</td><td>国土交通省 近畿地方整備局</td><td></td></tr><tr><td>淀川水系鴨川 (鴨川・高野川)</td><td>平成15年5月</td><td>京都府</td><td>北・上京・左京・中京・東山・下京・南・伏見</td></tr><tr><td>山科川 (山科川, 合場川, 旧安祥寺川, 四宮川, 西野山川, 西野山川支川, 藤尾川)</td><td>平成17年2月</td><td>府京都土木事務所</td><td>山科・伏見</td></tr><tr><td>小畑川他 (小畑川, 善峰川他)</td><td>平成19年9月</td><td>府乙訓土木事務所</td><td>西京・伏見・南</td></tr><tr><td>古川 (古川, 井川他)</td><td>平成19年9月</td><td>府山城北土木事務所</td><td>伏見区向島</td></tr><tr><td>桂川・弓削川 (右京区京北地域)</td><td>平成20年3月</td><td>府京都土木事務所</td><td>右京区京北</td></tr><tr><td>天神川 (天神川, 御室川, 宇多川)</td><td>平成21年7月</td><td>府京都土木事務所</td><td>北・上京・中京・下京・南・右京</td></tr><tr><td>岩倉川 (岩倉川, 長代川)</td><td>平成21年7月</td><td>府京都土木事務所</td><td>左京</td></tr></table>	浸水想定区域図名	公表年月日	担 当	備 考 (該当地域)	淀川水系淀川・宇治川・木津川・桂川	平成14年6月	国土交通省 近畿地方整備局		淀川水系鴨川 (鴨川・高野川)	平成15年5月	京都府	北・上京・左京・中京・東山・下京・南・伏見	山科川 (山科川, 合場川, 旧安祥寺川, 四宮川, 西野山川, 西野山川支川, 藤尾川)	平成17年2月	府京都土木事務所	山科・伏見	小畑川他 (小畑川, 善峰川他)	平成19年9月	府乙訓土木事務所	西京・伏見・南	古川 (古川, 井川他)	平成19年9月	府山城北土木事務所	伏見区向島	桂川・弓削川 (右京区京北地域)	平成20年3月	府京都土木事務所	右京区京北	天神川 (天神川, 御室川, 宇多川)	平成21年7月	府京都土木事務所	北・上京・中京・下京・南・右京	岩倉川 (岩倉川, 長代川)	平成21年7月	府京都土木事務所	左京	(削除) 洪水浸水想定区域図の公表状況 (京都市域を流域とする「洪水予報河川」及び「水位周知河川」) <table><tr><th>区分</th><th>河川名</th><th>河川管理者</th><th>公表時期</th><th>設定外力 (想定上の降雨量)</th></tr><tr><td rowspan="4">洪水予報河川</td><td>宇治川</td><td rowspan="3">国 (近畿地方整備局)</td><td rowspan="3">平成29年 6月</td><td>想定最大規模の降雨 (9 時間雨量: 356mm)</td></tr><tr><td>桂川下流</td><td>想定最大規模の降雨 (12 時間雨量: 341mm)</td></tr><tr><td>木津川下流</td><td>想定最大規模の降雨 (12 時間雨量: 358mm)</td></tr><tr><td>鴨川・高野川</td><td>京都府 (京都土木事務所)</td><td>平成15年 3月</td><td>東海豪雨規模相当の降雨 (3 時間雨量: 214mm 24 時間雨量: 532mm)</td></tr><tr><td rowspan="4">水位周知河川</td><td>桂川 (周山)</td><td rowspan="2">京都府 (京都土木事務所)</td><td rowspan="2">平成20年 3月</td><td>昭和35年台風第16号の降雨 (2 日間総雨量: 363mm)</td></tr><tr><td>弓削川</td><td></td></tr><tr><td>山科川</td><td>京都府 (京都土木事務所)</td><td>平成17年 3月</td><td>東海豪雨規模相当の降雨 (1 時間雨量: 127mm 24 時間雨量: 532mm)</td></tr><tr><td>天神川</td><td>京都府 (京都土木事務所)</td><td>平成20年 3月</td><td>東海豪雨規模相当の降雨 (1 時間雨量: 95mm 24 時間雨量: 316mm)</td></tr><tr><td></td><td>小畑川</td><td>京都府 (乙訓土木事務所)</td><td>平成19年 9月</td><td>東海豪雨規模相当の降雨 (2 時間雨量: 140mm 48 時間雨量: 454mm)</td></tr></table>	区分	河川名	河川管理者	公表時期	設定外力 (想定上の降雨量)	洪水予報河川	宇治川	国 (近畿地方整備局)	平成29年 6月	想定最大規模の降雨 (9 時間雨量: 356mm)	桂川下流	想定最大規模の降雨 (12 時間雨量: 341mm)	木津川下流	想定最大規模の降雨 (12 時間雨量: 358mm)	鴨川・高野川	京都府 (京都土木事務所)	平成15年 3月	東海豪雨規模相当の降雨 (3 時間雨量: 214mm 24 時間雨量: 532mm)	水位周知河川	桂川 (周山)	京都府 (京都土木事務所)	平成20年 3月	昭和35年台風第16号の降雨 (2 日間総雨量: 363mm)	弓削川		山科川	京都府 (京都土木事務所)	平成17年 3月	東海豪雨規模相当の降雨 (1 時間雨量: 127mm 24 時間雨量: 532mm)	天神川	京都府 (京都土木事務所)	平成20年 3月	東海豪雨規模相当の降雨 (1 時間雨量: 95mm 24 時間雨量: 316mm)		小畑川	京都府 (乙訓土木事務所)	平成19年 9月	東海豪雨規模相当の降雨 (2 時間雨量: 140mm 48 時間雨量: 454mm)	
浸水想定区域図名	公表年月日	担 当	備 考 (該当地域)																																																																										
淀川水系淀川・宇治川・木津川・桂川	平成14年6月	国土交通省 近畿地方整備局																																																																											
淀川水系鴨川 (鴨川・高野川)	平成15年5月	京都府	北・上京・左京・中京・東山・下京・南・伏見																																																																										
山科川 (山科川, 合場川, 旧安祥寺川, 四宮川, 西野山川, 西野山川支川, 藤尾川)	平成17年2月	府京都土木事務所	山科・伏見																																																																										
小畑川他 (小畑川, 善峰川他)	平成19年9月	府乙訓土木事務所	西京・伏見・南																																																																										
古川 (古川, 井川他)	平成19年9月	府山城北土木事務所	伏見区向島																																																																										
桂川・弓削川 (右京区京北地域)	平成20年3月	府京都土木事務所	右京区京北																																																																										
天神川 (天神川, 御室川, 宇多川)	平成21年7月	府京都土木事務所	北・上京・中京・下京・南・右京																																																																										
岩倉川 (岩倉川, 長代川)	平成21年7月	府京都土木事務所	左京																																																																										
区分	河川名	河川管理者	公表時期	設定外力 (想定上の降雨量)																																																																									
洪水予報河川	宇治川	国 (近畿地方整備局)	平成29年 6月	想定最大規模の降雨 (9 時間雨量: 356mm)																																																																									
	桂川下流			想定最大規模の降雨 (12 時間雨量: 341mm)																																																																									
	木津川下流			想定最大規模の降雨 (12 時間雨量: 358mm)																																																																									
	鴨川・高野川	京都府 (京都土木事務所)	平成15年 3月	東海豪雨規模相当の降雨 (3 時間雨量: 214mm 24 時間雨量: 532mm)																																																																									
水位周知河川	桂川 (周山)	京都府 (京都土木事務所)	平成20年 3月	昭和35年台風第16号の降雨 (2 日間総雨量: 363mm)																																																																									
	弓削川																																																																												
	山科川	京都府 (京都土木事務所)	平成17年 3月	東海豪雨規模相当の降雨 (1 時間雨量: 127mm 24 時間雨量: 532mm)																																																																									
	天神川	京都府 (京都土木事務所)	平成20年 3月	東海豪雨規模相当の降雨 (1 時間雨量: 95mm 24 時間雨量: 316mm)																																																																									
	小畑川	京都府 (乙訓土木事務所)	平成19年 9月	東海豪雨規模相当の降雨 (2 時間雨量: 140mm 48 時間雨量: 454mm)																																																																									
27	2 土砂災害の危険箇所 京都府が作成した「土砂災害警戒箇所点検マップー土砂災害の防止のために」(平成15年5月修正版)より, 土石流危険渓流, 急傾斜地崩壊危険箇所, 地すべり危険箇所を公表している。このマップは, 「土砂災害による被害のおそれのある箇所」を点検し, 日頃からの備えや	2 土砂災害の危険箇所 土砂災害の危険箇所については, 土砂災害防止法に基づき, 京都府が砂防基礎調査を行ったうえで, 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を行っている (調査結果及び指定内容は公表済み)。 本市域では, 平成29年3月31日付けで, すべての危険箇所の指定	指定完了を受けて修正																																																																										

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>警戒避難に役立てることを目的としている。</u> <u>また、京都府では、これらを基に、現地調査を実施して、土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定を行い、公表している。</u> <u>土砂災害の発生危険度は、降雨、地形、地質の状況、土砂災害対策施設の有無等により異なるため、表示している箇所以外でも土砂災害が発生する可能性があり、異常気象時には注意が必要である。</u> <u>（土砂災害危険箇所）</u> <u>（表略）</u>	<u>が完了している。</u> <u>今後は、開発等に伴う地形の変更等があった場合、京都府による調査が実施され、区域の指定及び解除が行われる。</u> <u>区域の指定後は、本市が「土砂災害に関する知識、避難行動、情報伝達、京都府の指定内容、指定緊急避難場所、要配慮者利用施設等」を記載した「土砂災害ハザードマップ」を学区ごとに作成し、配布することで、日頃からの備えや警戒避難体制の構築を支援している。</u> <u>なお、土砂災害の発生危険度は、降雨、地形、地質の状況、土砂災害対策施設の有無等により異なるため、指定されている箇所以外でも土砂災害が発生する可能性があり、異常気象時には注意が必要である。</u> <u>（削除）</u>	
31	■ 計画の目的 台風や集中豪雨等<u>の水害から市民の生命や財産を守るため、気象情報等</u><u>の連絡体制や観測体制、水防体制を整備し、迅速な対応が（略）</u> 1－1 気象、推移、雨量等の観測体制の整備 ■ 基本方針 <u>京都地方气象台や近畿地方整備局、京都府等が発する各種予報・警報等や、京都市が実施する水位や雨量の観測情報を（略）</u> 1 <u>（追加）予警報（追加）の連絡体制の整備</u>	■ 計画の目的 台風や集中豪雨等<u>により発生する水害から市民の生命や財産を守るため、気象情報等を受信した場合の関係機関への連絡体制、河川水位及び雨量の観測体制を整備し、迅速な対応が（略）</u> 1－1 気象、推移、雨量等の観測体制の整備 ■ 基本方針 <u>気象庁（大阪管区气象台又は京都地方气象台）、国土交通省（近畿地方整備局）、京都府等が発表する大雨・洪水に関する予警報（注意報、警報、洪水予報、水防警報 等）や京都市が実施する河川水位や雨量の観測情報を（略）</u> 1 <u>大雨・洪水に関する予警報等の連絡体制の整備</u>	水防計画作成の手引きに準拠

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>気象予警報、洪水予報、水防警報等の河川情報、流域の雨量や水位情報等を迅速に把握し、（略）</u> また、京都市が実施する<u>水位・雨量観測情報</u>や水防に関する対応状況等の情報を関係機関が相互に共有し、迅速で総合的な水害応急対策の実施が可能<u>なよう</u>に、水災情報システムや情報通信ネットワークの整備による対応を進める。 （追加） 2 水位観測体制の整備 近畿地方整備局、京都府、京都市等の水位観測所<u>の</u>データを（略） 3 雨量観測体制の整備 (1) 雨量観測データの活用 近畿地方整備局、京都府、京都市等の雨量観測<u>（追加）</u>データを（略） （略） (3) 近畿地方整備局<u>（追加）</u>との連携 <u>木津川、淀川等の 2 府にまたがる水位雨量状況等の情報は、近畿地方整備局との間で京都市域内の水位雨量状況を定時に資料交換することにより、災害防止に万全を期する。</u> （略） 4 水害発生予想箇所等の調査 <u>（追加）</u>	<u>大雨・洪水に関する予警報、河川水位情報、雨量情報等を迅速に把握し、（略）</u> また、京都市が実施する<u>河川水位・雨量の観測情報</u>や水防に関する対応状況等の情報を関係機関が相互に共有し、迅速で総合的な水害応急対策の実施が可能<u>となるよう</u>、水災情報システムや情報通信ネットワークの整備による対応を進める。 <u>なお、京都市の観測情報に欠測が生じた場合は、水災情報システムでその旨を表示するとともに、早期の復旧に努める。</u> 2 水位観測体制の整備 近畿地方整備局、京都府、京都市等の水位観測所<u>において観測した</u>データを（略） 3 雨量観測体制の整備 (1) 雨量観測データの活用 近畿地方整備局、京都府、京都市等の雨量観測所<u>において観測した雨量の</u>データを（略） （略） (3) 近畿地方整備局、<u>京都府</u>との連携 <u>2 以上の府県にわたるなど、流域面積が大きい河川の水位情報や広域の雨量観測情報を近畿地方整備局や京都府と定期的に情報交換することにより、水害の予防に万全を期する。</u> （略） 4 水害発生予想箇所等の調査 <u>国土交通省が開催する淀川水防連絡会等に参加し、平常時から重要水防箇所の現場視察等を行う。</u>	

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	消防局長及び消防署長は、(略) 警戒調査を実施する。 5 市民への情報提供体制の整備 (1) 防災ポータルサイト（京都市防災危機管理情報館）<u>の運営</u> (略) (2) <u>水災情報システムの運営</u> (略) (3) きょうと減災プロジェクト (略) (4) 京都市 X R A I N（エックスレイン）雨量情報 (略)	また、消防局長及び消防署長は、(略) 警戒調査を実施する。 5 市民への情報提供体制の整備 (1) 防災ポータルサイト（京都市防災危機管理情報館）<u>(削除)</u> (略) <u>(削除)</u> (2) きょうと減災プロジェクト (略) (3) 京都市 X R A I N（エックスレイン）雨量情報 (略)	
34	1－4 道路・橋りょうの整備 (略) 2 橋りょうの整備 災害時における橋りょうの機能を確保するため、平成 23 年 12 月に策定した「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」<u>(追加)</u>に基づき、老朽化した橋りょうの修繕，架替を効率的に進め，水害による橋りょうの流出，破損を防止する。 (略) (略) ※ 道路・橋りょう等整備事業 ○ 橋りょう健全化事業 (耐震補強：御池大橋，九条跨線橋など 17 橋の耐震補強完了（平成 24 年度～平成 28 年度）) (老朽化修繕：菊屋橋，京川橋など 34 橋の老朽化修繕完	1－4 道路・橋りょうの整備 (略) 2 橋りょうの整備 災害時における橋りょうの機能を確保するため，平成 23 年 12 月に策定した「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」<u>(平成 29 年 2 月第 2 期プログラム策定)</u>に基づき，老朽化した橋りょうの修繕，架替を効率的に進め，水害による橋りょうの流出，破損を防止する。 (略) (略) ※ 道路・橋りょう等整備事業 ○ 橋りょう健全化事業 (耐震補強：御園橋，九条跨線橋など 17 橋の耐震補強完了（平成 29 年度～平成 33 年度）) (老朽化修繕：賀茂大橋，荒神橋など 22 橋の老朽化修繕	平成 29 年 2 月に策定した「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」（第 2 期）の追記 時点修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>了（平成 24 年度～平成 28 年度）</u>	<u>完了（平成 29 年度～平成 33 年度）</u>	
36	1－6 水防資器材倉庫等施設の整備，維持補修 （略） <u>（追加）</u>	1－6 水防資器材倉庫等施設の整備，維持補修 （略） <u>3 水防資器材不足時の対応</u> <u>水防資器材が不足するような緊急事態に際しては，国又は京都府が保有する資器材の使用について，国土交通省（淀川河川事務所）又は京都府（京都土木事務所，乙訓土木事務所）に電話等で依頼し，承認を受けた後，使用するものとする。</u>	水防計画作成の手引きに準拠
38	6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 <u>ア 土砂災害警戒箇所点検マップ</u> <u>イ 土砂災害警戒区域等の指定</u> 土砂災害防止法に基づき，京都府が砂防基礎調査を行い，土砂災害警戒区域等を<u>順次指定している。</u> <u>（追加）</u> <u>土砂災害防止法に基づく，土砂災害警戒区域等の指定要件は，一般災害対策編第 1 章 第 6 節「災害の想定」を参照。</u> <u>ウ 指定事務の流れ</u> （略） (2) 土砂災害警戒区域等において実施すべき内容 <u>ア 土砂災害警戒区域</u>	6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 <u>（削除）</u> <u>ア 土砂災害警戒区域等の指定</u> 土砂災害防止法に基づき，京都府が砂防基礎調査を行い，土砂災害警戒区域等を<u>指定しており，本市域では，平成 29 年 3 月 31 日付けで，すべての危険箇所の指定が完了している。</u> <u>今後は，開発等に伴う地形の変更等があった場合，京都府による調査が実施され，区域の指定及び解除が行われる。</u> <u>⇒ 第 1 章 第 6 節 一般災害の被害想定区域</u> <u>イ 指定事務の流れ</u> （略） (2) 土砂災害警戒区域等において実施すべき内容 市町村は，土砂災害から地域住民等の生命，身体を守るため，地	指定完了を受けて修正マップ作成事業の推進による追記

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	市町村は、土砂災害から地域住民等の生命、身体を守るため、地域住民等と連携して災害情報の伝達や迅速な避難ができるよう警戒避難体制の整備を図る。 <u>イ 土砂災害特別警戒区域</u> <u>（追加）</u>地域住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、<u>建築物の移転の勧告等</u>が行われる。 <u>（追加）</u>	域住民等と連携して災害情報の伝達や迅速な避難ができるよう警戒避難体制の整備を図る。 <u>※ 土砂災害特別警戒区域</u> <u>土砂災害警戒区域のうち特に地域住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。</u> <u>(3) 警戒避難体制の整備</u> <u>京都府による土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定後は、本市が「土砂災害に関する知識、避難行動、情報伝達、京都府の指定内容、指定緊急避難場所、要配慮者利用施設等」を記載した「土砂災害ハザードマップ」を学区ごとに作成し、配布することで、日頃からの備えや警戒避難体制の構築を支援する。</u>	
39	7 土砂災害警戒情報、<u>京都府土砂災害警戒情報システム</u> <u>(1) 概要</u> <u>（略）</u> <u>(2) 情報の伝達</u> <u>ア 土砂災害警戒情報（発表単位：各行政区別）</u> <u>（略）</u>	7 土砂災害警戒情報、<u>土砂災害危険度レベル情報</u> <u>(1) 土砂災害警戒情報</u> <u>大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、災害対策本部が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、京都府と京都地方気象台が共同で、行政区発表する防災情報で、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。</u> <u>気象庁防災情報提供システム等を通じて京都市に伝達されるとともに、報道機関を通じて市民へも伝達される。</u> <u>京都市は伝達された土砂災害警戒情報を、関係各局区、関係自主防災組織、警戒区域のある要配慮者利用施設へ伝達する。</u>	

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																
	(図略) イ 京都府土砂災害警戒情報システムの情報 (略) (危険度レベル) (略)	(図略) (2) 土砂災害危険度レベル情報 気象庁による降水予測（解析雨量）と、京都府の作成した土砂災害発生危険基準線（CL）を基に、京都府がインターネットを通じて、土砂災害警戒情報を補足する情報（1kmメッシュエリアごとに表示）として、配信する情報である。 (危険度レベル) (略)																																																																																	
40	3 宅地危険箇所の防災パトロール（都市計画局開発指導課，区役所） (略) (平成28年7月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">危険宅地の現状 (がけ崩れ，擁壁等の亀裂等)</th> </tr> <tr> <th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ 等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td></tr> <tr> <td>左京区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr> <td>東山区</td><td>1</td><td>7</td><td>8</td></tr> <tr> <td>山科区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr> <td>右京区</td><td>4</td><td>4</td><td>8</td></tr> <tr> <td>西京区</td><td>1</td><td>8</td><td>9</td></tr> <tr> <td>伏見区</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td></tr> <tr> <td>計</td><td>8</td><td>33</td><td>41</td></tr> </tbody> </table>	危険宅地の現状 (がけ崩れ，擁壁等の亀裂等)				行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計	北 区	0	7	7	左京区	0	3	3	東山区	1	7	8	山科区	0	3	3	右京区	4	4	8	西京区	1	8	9	伏見区	2	1	3	計	8	33	41	3 宅地危険箇所の防災パトロール（都市計画局開発指導課，区役所） (略) (平成29年7月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">危険宅地の現状 (がけ崩れ，擁壁等の亀裂等)</th> </tr> <tr> <th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ 等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td><td>0</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr> <td>左京区</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>東山区</td><td>3</td><td>7</td><td>10</td></tr> <tr> <td>山科区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr> <td>右京区</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td></tr> <tr> <td>西京区</td><td>2</td><td>7</td><td>9</td></tr> <tr> <td>伏見区</td><td>1</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr> <td>計</td><td>8</td><td>35</td><td>43</td></tr> </tbody> </table>	危険宅地の現状 (がけ崩れ，擁壁等の亀裂等)				行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計	北 区	0	6	6	左京区	0	2	2	東山区	3	7	10	山科区	0	3	3	右京区	2	4	6	西京区	2	7	9	伏見区	1	6	7	計	8	35	43	時点修正
危険宅地の現状 (がけ崩れ，擁壁等の亀裂等)																																																																																			
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計																																																																																
北 区	0	7	7																																																																																
左京区	0	3	3																																																																																
東山区	1	7	8																																																																																
山科区	0	3	3																																																																																
右京区	4	4	8																																																																																
西京区	1	8	9																																																																																
伏見区	2	1	3																																																																																
計	8	33	41																																																																																
危険宅地の現状 (がけ崩れ，擁壁等の亀裂等)																																																																																			
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計																																																																																
北 区	0	6	6																																																																																
左京区	0	2	2																																																																																
東山区	3	7	10																																																																																
山科区	0	3	3																																																																																
右京区	2	4	6																																																																																
西京区	2	7	9																																																																																
伏見区	1	6	7																																																																																
計	8	35	43																																																																																
44	(1) 住宅防火対策の推進	(1) 住宅防火対策の推進	修正																																																																																

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	住宅火災による死者の <u>約半数</u> が高齢者であり、今後 <u>その増加が懸念</u> される。	住宅火災による死者の <u>半数以上</u> が高齢者であり、今後 <u>高齢化の進展とともに、増加することが懸念</u> される。	
45	4 防火対象物の安全化指導 (1) (略) (2) (略) ウ <u>遠隔移報システム等による消防機関への火災通報に関する指導を実施する。</u> (3) (略) 5 危険物<u>（追加）</u>施設災害の予防 危険物<u>（追加）</u>を製造、貯蔵、取り扱っている危険物<u>（追加）</u>施設に対し、関係法令等に基づく規制による指導と併せて、定期的な立入検査、違反是正を実施するとともに、次の事項について指導を強化し、危険物<u>（追加）</u>施設における安全を確保する。 (1) (略) (2) <u>（追加）消火設備の耐震化指導（消防局予防部）</u> (略) (3) (略) ア 震災対応措置を明記した予防規程<u>（追加）</u>の作成 イ 予防規程<u>（追加）</u>に基づく自衛消防訓練<u>（追加）</u>の実施 (4) (略) 消防法<u>（追加）</u>に規定する定期点検が義務となる危険物<u>（追加）</u>施設に対し、定期点検の実施、不備項目についての改修を進める。	4 防火対象物の安全化指導 (1) (略) (2) (略) <u>（削除）</u> (3) (略) 5 危険物等関係施設災害の予防 危険物等を製造、貯蔵、取り扱っている危険物等関係施設に対し、関係法令等に基づく規制による指導と併せて、定期的な立入検査、違反是正を実施するとともに、次の事項について指導を強化し、危険物等関係施設における安全を確保する。 (1) (略) (2) <u>危険物施設の消火設備の耐震化指導（消防局指導課）</u> (略) (3) (略) ア 震災対応措置を明記した予防規程、<u>危害予防規程又は保安教育計画（以下「予防規程等」という。）</u>の作成 イ 予防規程等に基づく自衛消防訓練等の実施 (4) (略) 消防法<u>又は火薬類取締法</u>に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し、定期点検の実施、不備項目についての改修を進める。	指導廃止のため 平成 29 年度から、火薬類取締法に基づく事務が京都府から移管されたため

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
	<u>(追加)</u>	<u>(5) 火薬類の製造施設等に係る緊急措置の指導（消防局指導課）</u> <u>火薬類の製造施設等に対し、延焼等による災害を防止するため、速やかに火薬類を火薬庫等から安全な場所に移動させる等の措置がとられるよう指導する。</u>																																					
47	(3) 化学消火体制の整備 山科消防署、南消防署、 <u>右京</u> 消防署、伏見消防署に化学車を配置し、併せて各消防署等に化学消火薬剤の備蓄を図る。	(3) 化学消火体制の整備 山科消防署、南消防署、 <u>西京</u> 消防署、伏見消防署に化学車を配置し、併せて各消防署等に化学消火薬剤の備蓄を図る。	組織改正のため																																				
48	(消防水利の状況) (平成 <u>28</u> 年7月1日現在) <table><tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>箇所数</td><td><u>23,911</u></td><td>2,744</td><td>32(28)</td><td>201</td><td><u>307</u></td><td><u>1,390</u></td><td>0</td><td><u>28,585</u></td></tr></table> 井戸内の（ ）内の数は、防火井戸を示す。 ※ 耐震型防火水槽等の整備（消防局） 震災消防水利整備計画に基づき整備(平成 <u>28</u> 年 7 月 1 日現在) ○ 耐震型防火水槽（100 m³）：<u>73</u>基 ○ 耐震型防火水槽（ 40 m³）：<u>45</u>基 ○ 防火井戸の整備：28 基 ○ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備（完了）：11 基	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計	箇所数	<u>23,911</u>	2,744	32(28)	201	<u>307</u>	<u>1,390</u>	0	<u>28,585</u>	(消防水利の状況) (平成 <u>29</u> 年7月1日現在) <table><tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>箇所数</td><td><u>24,006</u></td><td>2,744</td><td>32(28)</td><td>201</td><td><u>304</u></td><td><u>1,389</u></td><td>0</td><td><u>28,676</u></td></tr></table> 井戸内の（ ）内の数は、防火井戸を示す。 ※ 耐震型防火水槽等の整備（消防局） 震災消防水利整備計画に基づき整備(平成 <u>29</u> 年 7 月 1 日現在) ○ 耐震型防火水槽（100 m³）：<u>74</u>基 ○ 耐震型防火水槽（ 40 m³）：<u>46</u>基 ○ 防火井戸の整備：28 基 ○ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備（完了）：11 基	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計	箇所数	<u>24,006</u>	2,744	32(28)	201	<u>304</u>	<u>1,389</u>	0	<u>28,676</u>	修正
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計																															
箇所数	<u>23,911</u>	2,744	32(28)	201	<u>307</u>	<u>1,390</u>	0	<u>28,585</u>																															
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計																															
箇所数	<u>24,006</u>	2,744	32(28)	201	<u>304</u>	<u>1,389</u>	0	<u>28,676</u>																															
49	4 航空消防体制の整備 (略) <u>さらに、京都市内北部地域における救急搬送体制の向上を図るため、平成 26 年 4 月 1 日から京都市京北消防ヘリポートの運用を開始した。</u>	4 航空消防体制の整備 (略) <u>(削除)</u>	計画表記ではなく結果表記となっているため																																				
54	<u>(6) 孤立防止計画</u>	<u>(削除)</u>	老朽化によ																																				

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>(略)</u> ⇒ 第 3 章 25-3.1 応急復旧体制を整える (略) ※ 資料 2－3－2 5－1 孤立防止対策用衛生電話一覧表	⇒ 第 3 章 25-3.1 応急復旧体制を整える (略) <u>(削除)</u>	る機器撤去 予定のため
55	※ 上下水道施設整備事業（平成 25 年～29 年度）（上下水道局） (略) ○ <u>耐震性を有する新たな新山科浄水場導水トンネルの建設</u> ○ <u>高度浄水処理施設の整備</u>	※ 上下水道施設整備事業（平成 25 年～29 年度）（上下水道局） (略) ○ <u>地震等災害時でも原水を安定的に取水できるよう新山科 浄水場導水トンネルを更新</u> <u>(削除)</u>	現状にあつ た表現にす るため。
62	6－2 水害時の避難 1 (略) 2 (略) <u>(追加)</u>	6－2 水害時の避難 1 (略) 2 (略) 3 <u>避難行動（避難経路）</u> <u>防災マップや京都府マルチハザードシステムによる想定浸水深の確 認及び「防災行動マニュアル」を活用し、効率的かつ適切な避難行動 の周知に努める。</u>	追加
62	1 指定緊急避難場所（水害） (略) (3) <u>浸水想定区域内等での指定緊急避難場所（水害）の指定（区役所） 区長は、指定避難所が安全区域外にある等（浸水想定区域内等）、 迅速な避難確保を図る必要がある場合には、あらかじめ指定緊急避 難場所（水害）を指定し、住民に周知するものとする。</u>	1 指定緊急避難場所（水害） (略) (3) <u>(削除)</u> 指定緊急避難場所（水害）の指定（区役所） <u>区長は、指定基準に基づき、指定緊急避難場所（水害）を指定す る場合は、事前に各施設管理者と必要な協議を行い、承諾を得るこ</u>	6－3 土砂災 害時の避難 と文章を統 一

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>指定に当たっては、各施設管理者と必要な協議を行い、承諾を得るとともに、人口動態、施設の変更等について毎年調査し、更新する。</u>	<u>とし、指定後は、住民に周知を行う。</u> <u>また、人口動態、施設の変更等について毎年調査を行い、必要に応じて更新する。</u>	
63	(2) 要配慮者利用施設 ア 計画の作成 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、<u>市長が必要と認める</u>施設の所有者又は管理者は、次の事項を記載した計画を<u>作成するよう努める</u>。 (7) 要配慮者利用施設における洪水時<u>（追加）</u>の防災体制に関する事項 (4) 要配慮者利用施設の利用者の洪水時<u>（追加）</u>の避難の誘導に関する事項 (7) 要配慮者利用施設における洪水時<u>（追加）</u>の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 (エ) 要配慮者利用施設における洪水時<u>（追加）</u>を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項 (オ) <u>（追加）</u>自衛水防組織の業務に関する事項 (カ) その他、要配慮者利用施設の利用者の洪水時<u>（追加）</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項	(2) 要配慮者利用施設 ア 計画の作成 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、<u>利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる</u>施設の所有者又は管理者は、次の事項を記載した計画を<u>作成し、市長に報告する</u>。 (7) 要配慮者利用施設における洪水時<u>等</u>の防災体制に関する事項 (4) 要配慮者利用施設の利用者の洪水時<u>等</u>の避難の誘導に関する事項 (7) 要配慮者利用施設における洪水時<u>等</u>の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 (エ) 要配慮者利用施設における洪水時<u>等</u>を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項 (オ) <u>自衛水防組織を置く場合にあっては、</u>自衛水防組織の業務に関する事項 (カ) その他、要配慮者利用施設の利用者の洪水時<u>等</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項	水防法改正に伴う字句修正
64	1 指定緊急避難場所（土砂災害） （略） (3) 指定緊急避難場所（土砂災害）の指定（<u>行財政局、</u>区役所）	1 指定緊急避難場所（土砂災害） （略） (3) 指定緊急避難場所（土砂災害）の指定（<u>（削除）</u>区役所）	6-2 水害時の避難と文章を統一

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>指定に当たり、施設が教育委員会所管の場合は、行財政局が教育委員会と必要な協議を行い、区役所が指定する。</u> <u>また、施設が教育委員会所管以外の場合は、区役所が施設管理者と必要な協議を行い、区役所が指定する。</u> （略） 2 土砂災害警戒区域等に存する要配慮者利用施設 <u>土砂災害警戒区域等に存する要配慮者利用施設については、土砂災害ハザードマップに図示したうえで、各施設の所有者又は管理者、区役所、自主防災組織等と協議し、土砂災害警戒情報等の情報の伝達方法、避難誘導体制の整備について、あらかじめ定めておく。</u> <u>（追加）</u>	<u>区長は、指定基準に基づき、指定緊急避難場所（土砂災害）を指定する場合は、事前に各施設管理者と必要な協議を行い、承諾を得ることとし、指定後は、住民に周知を行う。</u> <u>また、人口動態、施設の変更等について毎年調査を行い、必要に応じて更新する。</u> （略） 2 土砂災害警戒区域等に存する要配慮者利用施設 <u>（削除）</u> <u>（1）計画の作成</u> <u>土砂災害警戒区域等にある要配慮者利用施設で、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の所有者又は管理者は、次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告する。</u> <u>ア 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項</u> <u>イ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項</u> <u>ウ 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項</u> <u>エ 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれ</u>	水防法改正に伴う字句修正 土砂法改正に伴う追加

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
		<u>がある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</u> オ <u>その他、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項</u> (2) <u>訓練の実施</u> <u>避難確保計画の作成に加えて、当該計画に従って避難確保計画のための訓練を実施する。</u> (3) <u>土砂災害警戒情報等の伝達</u> <u>急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、各施設の所有者又は管理者等と協議して、土砂災害警戒情報等の情報の伝達方法あらかじめ定めておく。</u>	
69	(災害警戒本部の設置基準) ア <u>大雨注意報又は洪水注意報</u>が発表されたとき。 <u>(追加)</u> イ <u>気象状況等により、市長が必要と認めたとき。(例：竜巻注意情報)</u>	(京都市災害警戒本部(削除)設置基準) ア <u>京都市に大雨注意報、大雪注意報又は洪水注意報</u>が発表されたとき。 イ <u>京都府南部に竜巻注意情報が発表されたとき。</u> ウ <u>その他、市長が必要と認めたとき。(削除)</u>	字句修正 設置基準の変更
69	1.3.1 京都市災害対策本部の設置を決定する（本部長（市長）） 市長は、京都市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 <u>(追加)</u> は、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、「京都市災害対策本部」を設置する。 (京都市災害対策本部設置基準)	1.3.1 京都市災害対策本部の設置を決定する（本部長（市長）） 市長は、京都市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 <u>において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは</u>、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、「京都市災害対策本部」を設置する。 (京都市災害対策本部設置基準)	法文に基づき加筆 字句修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
	ア <u>気象業務法に基づく気象注意報又は警報が発せられ、本部設置の必要があると認めるとき。</u> イ （略） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u>	ア <u>京都市に気象警報又は洪水警報が発表され、市長が必要と認めたとき。</u> イ （略） ウ <u>その他、市長が必要と認めたとき。</u> ※ 資料１－３－８ 京都市災害対策本部要綱													
70	（本部長の代理順位） ① <u>防災担当副市長</u> ② <u>（追加）</u>市長代理順序規則に定める順位による副市長	（本部長の代理順位） ① <u>京都市副市長事務担任規程に定める行財政局（防災危機管理室）を担任する副市長</u> ② <u>京都市長代理順序規則に定める順位による副市長</u>	根拠明示												
71	（本部会議の構成） <table><tr><th>本部長</th><th>副本部長</th><th>本 部 員</th></tr><tr><td>市 長</td><td>副市長</td><td><u>（追加）</u>環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，<u>（追加）</u>都市計画局長，建設局長，<u>（追加）</u>会計管理者，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，<u>各区長</u>，本部長が指名する職員</td></tr></table>	本部長	副本部長	本 部 員	市 長	副市長	<u>（追加）</u> 環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長， <u>（追加）</u> 都市計画局長，建設局長， <u>（追加）</u> 会計管理者，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長， <u>各区長</u> ，本部長が指名する職員	（本部会議の構成） <table><tr><th>本部長</th><th>副本部長</th><th>本 部 員</th></tr><tr><td>市 長</td><td>副市長</td><td><u>会計管理者，文化芸術政策監，危機管理監，監察監，観光政策監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局長，都市計画局長，建設局長，区長及び担当区長，（削除）</u>消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，<u>（削除）</u>本部長が指名する職員</td></tr></table>	本部長	副本部長	本 部 員	市 長	副市長	<u>会計管理者，文化芸術政策監，危機管理監，監察監，観光政策監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局長，都市計画局長，建設局長，区長及び担当区長，（削除）</u> 消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長， <u>（削除）</u> 本部長が指名する職員	組織改正に伴う修正 京都市災害対策本部要綱の表記と整合
本部長	副本部長	本 部 員													
市 長	副市長	<u>（追加）</u> 環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長， <u>（追加）</u> 都市計画局長，建設局長， <u>（追加）</u> 会計管理者，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長， <u>各区長</u> ，本部長が指名する職員													
本部長	副本部長	本 部 員													
市 長	副市長	<u>会計管理者，文化芸術政策監，危機管理監，監察監，観光政策監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局長，都市計画局長，建設局長，区長及び担当区長，（削除）</u> 消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長， <u>（削除）</u> 本部長が指名する職員													
71	1.5.3 本部事務局次長の任に当たる（行財政局 <u>理事</u> ） 本部事務局が設置されたときは，行財政局 <u>理事</u> が本部事務局次長の任に当たる。	1.5.3 本部事務局次長の任に当たる（行財政局 <u>防災危機管理室長</u> ） 本部事務局が設置されたときは，行財政局 <u>防災危機管理室長</u> が本部事務局次長の任に当たる。	組織改正に伴う修正												

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
78	2.3 職員を配備する <u>(追加)</u> 2.3.1 (略) 2.3.2 (略) 2.3.3 (略) ⇒ 2.5 参集する ※ 資料 3－2－1 災害対策要員及び時間別召集人員数 資料 3－2－2 各活動体制の要員数 <u>(追加)</u> 2.4 職員を動員する (略)	2.3 職員を配備する <u>(1) 「配備（活動）体制」が発令された場合</u> 2.3.1 (略) 2.3.2 (略) 2.3.3 (略) <u>(削除)</u> <u>(2) 京都市域に特別警報（地震以外）が発表された場合</u> <u>2.3.4 指令の伝達を待つことなく、定められた配備につく（各部，区本部）</u> <u>各部等の所属職員は，勤務時間内に京都市域に特別警報（地震以外）が発表された場合は，配備（活動）体制の伝達を待つことなく，定められた配備につく。</u> <u>2.3.5 指令の伝達を待つことなく，「動員計画」に基づいて速やかに参集する（各部，区本部）</u> <u>各部等の所属職員は，勤務時間外に京都市域に特別警報（地震以外）が発表された場合は，配備（活動）体制の伝達を待つことなく，各部等の「動員計画」に基づいて速やかに参集する。</u> ⇒ 2.5 参集する ※ 資料 3－2－1 災害対策要員及び時間別召集人員数 資料 3－2－2 各活動体制の要員数 2.4 職員を動員する (略)	震災対策編と整合を図るため

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
	2. 4. 2 <u>（欠番）</u>	2. 4. 2 <u>指令を待つことなく参集する（各部，区本部）</u> <u>職員は，勤務時間外において京都市域に特別警報（地震以外）が</u> <u>発表された場合は，配備（活動）体制に基づき，指令の伝達を待つ</u> <u>ことなく，速やかに参集する。</u>																									
83	（被害状況の区分・収集（取りまとめ）（部門別の被害）） <table><tr><td>情報の区分</td><td>情報の内容</td><td>担当部（主）</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>文教施設被害</td><td>（略）</td><td><u>教育部，行財政部</u></td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table>	情報の区分	情報の内容	担当部（主）	（略）			文教施設被害	（略）	<u>教育部，行財政部</u>	（略）			（被害状況の区分・収集（取りまとめ）（部門別の被害）） <table><tr><td>情報の区分</td><td>情報の内容</td><td>担当部（主）</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>文教施設被害</td><td>（略）</td><td><u>行財政部，教育部</u></td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table>	情報の区分	情報の内容	担当部（主）	（略）			文教施設被害	（略）	<u>行財政部，教育部</u>	（略）			建制順
情報の区分	情報の内容	担当部（主）																									
（略）																											
文教施設被害	（略）	<u>教育部，行財政部</u>																									
（略）																											
情報の区分	情報の内容	担当部（主）																									
（略）																											
文教施設被害	（略）	<u>行財政部，教育部</u>																									
（略）																											
90	4. 4. 2 多メディア一斉送信システムにより情報を提供する（本部事務局） 本部事務局は，多メディア一斉送信システムにより，各種の気象情報や避難情報等を防災関係者や自主防災会役員， <u>水防団員，</u> <u>社会福祉施設関係者，</u> 地下街関係者，避難行動要支援者等へ提供し，災害対応活動に役立てる。	4. 4. 2 多メディア一斉送信システムにより情報を提供する（本部事務局） 本部事務局は，多メディア一斉送信システムにより，各種の気象情報や避難情報等を防災関係者や自主防災会役員， <u>（削除）</u> 地下街関係者，避難行動要支援者等へ提供し，災害対応活動に役立てる。	水防団員， 社会福祉施設関係者へは所管部署から情報提供するため																								
101	6. 1. 1 避難準備情報・勧告・指示を発令する（本部長，区本部長等実施責任者） <u>京都市は，</u> 本部長（市長），その補助執行機関（略） （略） エ <u>消防署長，警察官は，</u> 災害応急活動中において前号の状況が急迫し，本部長又は区本部長が <u>発令する避難勧告・指示</u> を待ついとまがないときは， <u>避難勧告・指示を発令する。ただし，警察官は</u> <u>避難指示のみを発令する。</u>	6. 1. 1 避難準備情報・勧告・指示を発令する（本部長，区本部長等実施責任者） <u>（削除）</u> 本部長（市長），その補助執行機関（略） （略） エ <u>（削除）</u> 災害応急活動中において前号の状況が急迫し，本部長又は区本部長による <u>避難勧告等の発令</u> を待ついとまがないときは， <u>災害応急活動中の消防署長は避難勧告等の発令を，警察官は</u> <u>避難指示（緊急）の発令又は避難命令（警察官職務執行法に基づ</u>	避難勧告等の発令区分の見直しに伴う修正 字句修正																								

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	(略) 6.1.2 区本部長に<u>避難勧告・指示</u>の発令等を報告する（消防部区災害対策本部班，警察機関） 消防署長（消防部区災害対策本部班）<u>が避難勧告・指示を発令した場合又は警察官が避難指示を発令した場合若しくは警察官職務執行法第4条第1項に基づき，災害により危害を受けるおそれがある者を避難させた場合は，消防署長，警察署長は直ちに区本部長に連絡する。</u>	<u>き，災害により危害を受けるおそれのある者を避難させるこという。）を行う。</u> (略) 6.1.2 区本部長に<u>避難勧告等</u>の発令等を報告する（消防部区災害対策本部班，警察機関） 消防署長（消防部区災害対策本部班）<u>（削除）又は警察官が避難勧告等の発令等を行った場合は，消防署長，警察署長は直ちに区本部長に報告する。</u>	
105	<u>6.5 ～ 6.6（欠番）</u>	<u>6.5（欠番）</u> <u>6.6 指定緊急避難場所（水害，土砂災害）の開設・運営</u> <u>水害や土砂災害による避難勧告等の対象となる住民等に対しては，切迫した災害の危険から逃れるため，速やかに指定緊急避難場所を開設し，一時的な受け入れを行う。</u> <u>指定緊急避難場所の開設・運営等については，迅速かつ確実に対応することが必要であり，区本部は，施設管理者や地元自主防災会等との体制構築を図る必要がある。</u> <u>※指定緊急避難場所：災害が発生し，又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として，洪水や土砂災害など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。</u> <u>※指定避難所：災害の危険があり避難した住民等を災害の危険性</u>	現在の対応方法を明記

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
		<u>がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。</u> (1) 指定緊急避難場所を開設する 6.6.1 避難勧告等の発令予定学区を決定し、区本部へ報告する（本部事務局） <u>本部事務局は、切迫した災害の危険が生じた又は生じるおそれがあると認められる場合は、避難勧告等を発令する学区を決定し、区本部へ報告する。</u> 6.6.2 指定緊急避難場所の開設を指示する（区本部） <u>区本部は、地元自主防災会等と協議のうえ、施設管理者又は地元自主防災会等に対し、指定緊急避難場所の開設を指示する。</u> 6.6.3 指定緊急避難場所を開設する（区本部） <u>区本部は、施設管理者又は地元自主防災会等の協力の下、その責任において指定緊急避難場所を開設する。</u> 6.6.4 指定緊急避難場所の開設について、本部事務局へ報告する（区本部） <u>区本部は、指定緊急避難場所が開設された場合は、その旨を本部事務局へ報告する。</u> (2) 指定緊急避難場所を運営する 6.6.5 避難者を受け入れる（区本部） <u>区本部は、原則として、指定緊急避難場所の安全を確認した後、避難者を受け入れる。</u> 6.6.6 部屋の不足に対応する（区本部）	

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
		<u>ア 施設管理者等と協議し、他の部屋等の利用を指示する</u> <u>使用する部屋が浸水等で使用できない、避難者が収容可能人員を上回るなど、予定している部屋が不足する場合は、区本部は、施設管理者等関係者と協議のうえで、他の部屋等の利用を図る。</u> <u>イ 追加の指定緊急避難場所を確保する</u> <u>区本部は、指定緊急避難場所内で他の部屋等の利用を図っても不足する場合は、他の指定緊急避難場所の確保について調整を行う。</u> <u>6.6.7 要配慮者への対応を行う（区本部）</u> <u>ア 要配慮者の状況把握に努める</u> <u>区本部は、避難者のうち要配慮者の状況把握に努める。</u> <u>イ 要配慮者に福祉スペースの提供などの対応を行う</u> <u>区本部は、要配慮者に対して、適切なスペースを確保するなど、必要な対応を行う。</u> <u>ウ 必要な援護対策を実施する</u> <u>区本部は、当該指定緊急避難場所において要配慮者に対する対応が困難な場合は、必要な援護対策について調整を行う。</u> <u>(3) 指定緊急避難場所を閉鎖する</u> <u>6.6.8 避難勧告等の解除予定学区を決定し、区本部へ報告する（本部事務局）</u> <u>本部事務局は、切迫した災害の危険がなくなつたと認められる場合は、発令中の避難勧告等を解除する学区を決定し、区本部へ報告する。</u> <u>6.6.9 指定緊急避難場所の閉鎖を協議し、判断する（区本部）</u> <u>区本部長は、区内の被害状況、住民の避難状況、避難所の避難者</u>	

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
		<u>の状況等を把握し，本部事務局，関係機関等と協議しながら，指定緊急避難場所の閉鎖について判断する。</u> 6.6.10 指定緊急避難場所の閉鎖の決定を報告する（区本部） <u>区本部は，指定緊急避難場所を運営する必要がなくなったと認める場合は，施設管理者，本部事務局に報告する。</u> 6.6.11 指定緊急避難場所の閉鎖を指示する（区本部） <u>区本部長は，指定緊急避難場所の閉鎖を決定したとき，指定緊急避難場所の閉鎖を指示する。</u> 6.6.12 避難者に速やかな帰宅を促す（区本部） <u>区本部は，指定緊急避難場所を閉鎖する旨を避難者に伝え，速やかな帰宅を促す。</u> 6.6.13 指定緊急避難場所の閉鎖完了を報告する（区本部） <u>区本部は，指定緊急避難場所を閉鎖した旨を施設管理者等に報告する。</u>	
134	11.1.2 <u>警備本部</u> を設置する 京都府内において（略）「 <u>警備本部</u> 」を（略）	11.1.2 <u>緊急事態対策本部</u> を設置する 京都府内において（略）「 <u>緊急事態対策本部</u> 」を（略）	関係規定の改訂に伴う修正
146	■ 基本方針 （略）避難所等における受水槽の活用，<u>浄水機器の活用（井戸水，プール水，河川水等）</u>などにより（略）。	■ 基本方針 （略）避難所等における受水槽の活用 <u>（削除）</u>などにより（略）。	浄水機器はないため
148	14.3.8 生活用水の確保を図る（区本部） （略）生活用水の確保のため， <u>浄水機器等の利用などによる学校等のプール水，井戸水，河川水の活用</u> に努める。	14.3.8 生活用水の確保を図る（区本部） （略）生活用水の確保のため， <u>（削除）</u> 学校等のプール水，井戸水，河川水の活用	浄水機器はないため

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																
203	(京都支店災害対策本部の体制) (略)	(削除)																																																																	
203	(京都市域の緊急事故通報受付電話) <table><tr><td colspan="3">緊急事故通報受付電話</td><td>担 当</td></tr><tr><td><昼間></td><td>9:00～17:30</td><td>075-366-3277</td><td>NTT 西日本 設備部災害対策担当</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	緊急事故通報受付電話			担 当	<昼間>	9:00～17:30	075-366-3277	NTT 西日本 設備部災害対策担当	(略)				(京都市域の緊急事故通報受付電話) <table><tr><td colspan="3">緊急事故通報受付電話</td><td>担 当</td></tr><tr><td><昼間></td><td>9:00～17:30</td><td>075-842-9463</td><td>NTT 西日本 設備部災害対策担当</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	緊急事故通報受付電話			担 当	<昼間>	9:00～17:30	075-842-9463	NTT 西日本 設備部災害対策担当	(略)				番号変更のため																																								
緊急事故通報受付電話			担 当																																																																
<昼間>	9:00～17:30	075-366-3277	NTT 西日本 設備部災害対策担当																																																																
(略)																																																																			
緊急事故通報受付電話			担 当																																																																
<昼間>	9:00～17:30	075-842-9463	NTT 西日本 設備部災害対策担当																																																																
(略)																																																																			
238	(1) 京都市の体制 30.1.1 災害警戒本部を設置する（<u>本部長</u>） <u>市長（本部長）は、(略)</u> ⇒ 1.1 京都市災害警戒本部を設置する 30.1.2 災害対策本部を設置する（本部長） <u>市長（本部長）は、(略)</u> ⇒ 1.3 京都市災害対策本部を設置する。	(1) 京都市の体制 30.1.1 災害警戒本部を設置する（<u>行財政局防災危機管理室</u>） <u>(削除)</u> ⇒ 1.1 京都市災害警戒本部を設置する 30.1.2 災害対策本部を設置する（本部長） <u>(削除)</u> ⇒ 1.3 京都市災害対策本部を設置する。	錯誤修正 重複した記載の削除																																																																
240	(水防警報を実施する対象水位観測所等) <table><tr><td>河川名</td><td>観測所</td><td>所在地</td><td>位置</td><td>水防団 待機水位</td><td>氾濫 注意水位</td><td>氾濫 危険水位</td><td>計画 高水位</td></tr><tr><td>淀川 幹線</td><td colspan="7">(略)</td></tr><tr><td>支川 木津川</td><td>加茂</td><td>木津川市 加茂町 大字船屋</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>支川 桂川</td><td colspan="7">(略)</td></tr></table>	河川名	観測所	所在地	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	淀川 幹線	(略)							支川 木津川	加茂	木津川市 加茂町 大字船屋	(略)					支川 桂川	(略)							(水防警報を実施する対象水位観測所等) <table><tr><td>河川名</td><td>観測所</td><td>所在地</td><td>位置</td><td>水防団 待機水位</td><td>氾濫 注意水位</td><td>氾濫 危険水位</td><td>計画 高水位</td></tr><tr><td>淀川 幹線</td><td colspan="7">(略)</td></tr><tr><td>支川 木津川</td><td>加茂</td><td>木津川市 加茂町 北船屋</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>支川 桂川</td><td colspan="7">(略)</td></tr></table>	河川名	観測所	所在地	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	淀川 幹線	(略)							支川 木津川	加茂	木津川市 加茂町 北船屋	(略)					支川 桂川	(略)							錯誤修正
河川名	観測所	所在地	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	氾濫 危険水位	計画 高水位																																																												
淀川 幹線	(略)																																																																		
支川 木津川	加茂	木津川市 加茂町 大字船屋	(略)																																																																
支川 桂川	(略)																																																																		
河川名	観測所	所在地	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	氾濫 危険水位	計画 高水位																																																												
淀川 幹線	(略)																																																																		
支川 木津川	加茂	木津川市 加茂町 北船屋	(略)																																																																
支川 桂川	(略)																																																																		
241	(ダム放流連絡の受信・伝達) ア 淀川本川の洪水を調整するため天ヶ瀬ダムが放流される場合、国土交通省<u>天ヶ瀬ダム管理支所</u>（略）	(ダム放流連絡の受信・伝達) ア 淀川本川の洪水を調整するため天ヶ瀬ダムが放流される場合、国土交通省<u>淀川ダム統合管理事務所</u>（略）	錯誤修正																																																																
242	(京都府が気象庁の機関と共同して発表する洪水予報の指定河川) <table><tr><td>河川名</td><td>区域</td><td>水位観測所</td><td>洪水予報発表者</td></tr></table>	河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表者	(京都府が気象庁の機関と共同して発表する洪水予報の指定河川) <table><tr><td>河川名</td><td>区域</td><td>水位観測所</td><td>洪水予報発表者</td></tr></table>	河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表者	水防法の改正，洪水浸																																																								
河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表者																																																																
河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表者																																																																

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
		鴨川・高野川 桂川中流・園部川	(略) (略)		鴨川・高野川 (削除)	(略)	水想定区域 の見直しに 伴う修正
244	30. 2. 7	京都府が行う氾濫危険水位（特別警戒水位）に関する（略） （略）は、資料３－３０－３６， ３７， ３８ <u>(追加)</u> のとおりである。 ※ 資料３－３０－３４ （略） （略） <u>(追加)</u>		30. 2. 7	京都府が行う氾濫危険水位（特別警戒水位）に関する（略） （略）は、資料３－３０－３６， ３７， ３８， <u>３９</u> のとおりである。 ※ 資料３－３０－３４ （略） （略） <u>資料３－３０－３９ 天神川氾濫危険水位（特別警戒水位）情報伝達系統図（京都市関係）</u>		追加
244	30. 3	水位・雨量を観測する （略） ※ <u>(追加)</u> 資料２－１－２ 京都市雨量観測所及び京都市水位観測所 <u>(追加)</u>		30. 3	水位・雨量を観測する （略） ※ <u>資料２－１－１ 近畿地方整備局管轄の雨量観測所及び水位観測所（淀川水系）</u> 資料２－１－２ 京都市雨量観測所及び京都市水位観測所 <u>資料２－１－４ 京都府の雨量観測所予備水位観測所</u>		水防計画作成の手引き に準拠
245	30. 4	水防活動を実施する 各部等は、必要に応じて前各節に示す災害応急対策活動を行う。 <u>なお、下記の部等にあつては、次の対応を行う。</u> <u>(追加)</u>		30. 4	水防活動を実施する 各部等は、必要に応じて前各節に示す災害応急対策活動を行う <u>とともに、下記の部等にあつては、次の対応を行う。</u> <u>なお、危険を伴う場合は、安全の確保を図るよう配慮したうえで水防活動を行う。(通信機器の携行、ライフジャケットの着用等)</u>		水防計画作成の手引き に準拠
246	30. 4. 11	えん堤・水こう門・ひ門等の操作等 （略）		30. 4. 11	えん堤・水こう門・ひ門等の操作等 （略）		追加

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																
	（えん堤・水こう門・ひ門等の操作等） （略） （追加）	（えん堤・水こう門・ひ門等の操作等） （略） ※ 資料 2－1－9 樋門施設一覧表																	
253	（支援対策本部会議の構成） <table> <tr> <th>本部長</th><th>統括 副本部長</th><th>副本部長</th><th>本部員</th></tr> <tr> <td>市長</td><td>防災を担当 する副市長</td><td>副市長</td><td>（追加）環境政策局長，行財政局長，総合 企画局長，文化市民局長，産業観光局長， 保健福祉局長，（追加）保健福祉局保健衛 生推進室長，都市計画局長，建設局長，会 計管理者，（追加）消防局長，交通局長， 上下水道局長，市会事務局長，教育長，選 挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局 長，監査事務局長，（追加）各区長，各担 当区長（追加）及び本部長が指名する職員</td></tr> </table>	本部長	統括 副本部長	副本部長	本部員	市長	防災を担当 する副市長	副市長	（追加）環境政策局長，行財政局長，総合 企画局長，文化市民局長，産業観光局長， 保健福祉局長，（追加）保健福祉局保健衛 生推進室長，都市計画局長，建設局長，会 計管理者，（追加）消防局長，交通局長， 上下水道局長，市会事務局長，教育長，選 挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局 長，監査事務局長，（追加）各区長，各担 当区長（追加）及び本部長が指名する職員	（支援対策本部会議の構成） <table> <tr> <th>本部長</th><th>統括 副本部長</th><th>副本部長</th><th>本部員</th></tr> <tr> <td>市長</td><td>京都市副市 長事務担任 規程に定め る行財政局 （防災危機 管理室）を 担任する副 市長</td><td>副市長</td><td>危機管理監，環境政策局長，行財政局長， 総合企画局長，文化市民局長，産業観光局 長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局 長，（削除）都市計画局長，建設局長，会 計管理者，各区長，各担当区長，消防局長， 交通局長，上下水道局長，市会事務局長， 教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委 員会事務局長，監査事務局長，農業委員会 事務局長，（削除）保健福祉局医療衛生推 進室長及び本部長が指名する職員</td></tr> </table>	本部長	統括 副本部長	副本部長	本部員	市長	京都市副市 長事務担任 規程に定め る行財政局 （防災危機 管理室）を 担任する副 市長	副市長	危機管理監，環境政策局長，行財政局長， 総合企画局長，文化市民局長，産業観光局 長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局 長，（削除）都市計画局長，建設局長，会 計管理者，各区長，各担当区長，消防局長， 交通局長，上下水道局長，市会事務局長， 教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委 員会事務局長，監査事務局長，農業委員会 事務局長，（削除）保健福祉局医療衛生推 進室長及び本部長が指名する職員	組織改正に 伴う修正 京都市災害 等支援実施 要綱の表記 と整合
本部長	統括 副本部長	副本部長	本部員																
市長	防災を担当 する副市長	副市長	（追加）環境政策局長，行財政局長，総合 企画局長，文化市民局長，産業観光局長， 保健福祉局長，（追加）保健福祉局保健衛 生推進室長，都市計画局長，建設局長，会 計管理者，（追加）消防局長，交通局長， 上下水道局長，市会事務局長，教育長，選 挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局 長，監査事務局長，（追加）各区長，各担 当区長（追加）及び本部長が指名する職員																
本部長	統括 副本部長	副本部長	本部員																
市長	京都市副市 長事務担任 規程に定め る行財政局 （防災危機 管理室）を 担任する副 市長	副市長	危機管理監，環境政策局長，行財政局長， 総合企画局長，文化市民局長，産業観光局 長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局 長，（削除）都市計画局長，建設局長，会 計管理者，各区長，各担当区長，消防局長， 交通局長，上下水道局長，市会事務局長， 教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委 員会事務局長，監査事務局長，農業委員会 事務局長，（削除）保健福祉局医療衛生推 進室長及び本部長が指名する職員																